

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための仕組み『地域包括ケアシステム』。津島市地域包括ケアビジョンでは、その仕組みを構築するための取組の重点項目を6つ掲げました。その重点項目について、毎月1項目ずつ紹介します(ビジョンは、市ホームページまたは市の施設でご覧になれます)。

第6回 取組の重点項目⑤

『認知症』: 予防～初期集中支援～見守り 段階ごとの支援の充実

「認知症」とは？

脳や体の病気が原因で、記憶力や判断力に障がいが起こり、記憶力の低下など日常生活に支障が出ている状態をいいます。

「老化によるもの忘れ」との違い

老化によるもの忘れ	認知症によるもの忘れ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験の一部を忘れる ・ もの忘れの自覚がある ・ 目の前の人の名前を思い出せない ・ 無くなったものを努力して探す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験の全体を忘れる ・ もの忘れの自覚に乏しい ・ 目の前の人や誰なのか分からない ・ 無くなったものを誰かが盗んだと言う

特徴的な症状

誰にでも必ずみられる「中核症状」と、人によって異なる「周辺症状」があります。



中核症状・・・記憶障がい(何度も同じことを言ったり聞いたりするなど)
見当識障がい(自分の居る場所や今日の日付がわからないなど)
判断力の低下(バスの乗り継ぎや身支度ができないなど)

周辺症状・・・睡眠障がい・暴力・暴言・幻覚・徘徊・妄想など(生活環境や人間関係などによって人それぞれ現れ方が違います)



原因となる主な病気

アルツハイマー病、脳血管性認知症、レビー小体病など

進行段階に応じた適切な支援ができるように、次のような取り組みを進めます。

予防への取り組み

- ・ 特定健診の受診勧奨
- ・ 健康づくりへの取り組みの推奨

脳血管性認知症の場合、その要因となる高血圧・高脂血症・糖尿病・心疾患を予防することが認知症予防にもつながります。

また、アルツハイマー病は、運動をはじめとする生活習慣病対策が有効とわかっています。

早期発見と初期集中支援

- ・ 専門職だけでなく、地域全体で早期発見できる体制の整備
- ・ 認知症初期集中支援チームなどによる支援の周知と啓発

認知症初期集中支援チームとは
早期診断と早期対応のため、専門職によるチームが認知症を疑われる家庭を訪問し、適切な医療や介護につなげます。

社会参加の促進と地域での見守り体制の構築

- ・ 就労や地域活動など、社会参加や生きがいづくりの支援
- ・ 認知症サポーターや、認知症に関する研修を修了した医師・歯科医師・薬剤師など多分野との連携
- ・ 認知症徘徊搜索模擬訓練などによる徘徊に対応できる体制の整備
- ・ 交流会や認知症カフェによる家族の負担軽減

認知症への理解を深め、認知症の症状に合わせて適切な支援およびサービスを受けられるようにするため、平成27年に、認知症ケアバス「認知症にやさしいまちづくり」を作成しました。市ホームページでご覧になれます。

※次回は、取組の重点項目⑥ 市民が主体となり地域全体で考えるための仕組みづくり を紹介します。

広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正により設定されました。

障がいのある人もない人も、同じ社会の一員として、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を作るため、障がいや障がいのある人のことを知り、身近なこととして考えてみませんか。

障がいのある人にかかわるマーク



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。



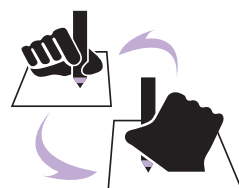
聴覚障害者標識

聴覚に障がいのある人が運転する車に表示するマークです。



耳マーク

聴覚に障がいのある人がコミュニケーションを円滑にするため制定されたマークです。



筆談マーク

筆談が必要な人がコミュニケーションを円滑にするため策定されたマークです。



障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。



ハートプラスマーク

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいのある人を表しています。



盲人を表示する国際マーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げて、SOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという普及啓発シンボルマークです。



ヘルプマーク

義足等を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

障がいのある人への心づかい

障がいのある人は、生活するうえで様々な協力や、障がいに対する理解を必要としています。

障がい者等用の駐車スペースには駐車しない、盲導犬や補助犬の役割を理解しあたたかく受け入れる、障がいのある人が困っていたら声をかけるなど、必要な配慮や手助けを心がけましょう。

問合 福祉課福祉G ☎24-1115

犬を正しく飼いましょう



放し飼いをしていますか

犬を放して飼うことは愛知県の「動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。愛犬の散歩時は、必ずリードを付けて、自分だけではなく他人にも安心安全な散歩をしましょう。

フンの片付けは、飼主の責任です

放置された犬のフンについて、たくさんの苦情が寄せられています。散歩時はビニール袋などを持って、必ず持ち帰りましょう。

無駄吠えをしていますか

飼い犬の鳴き声が、近隣に迷惑をかけていることがあります。夜間や留守中など、無駄に吠えたりしないように「しつけ」が必要です。

しつけが困難なときは、愛知県動物保護管理センターに相談しましょう。

問合せ 生活環境課環境保全G ☎55-9368

愛知県動物保護管理センター尾張支所 ☎0586-78-2595

犬のフン放置に警告!イエローカード作戦に参加しよう

「イエローカード作戦」は、地域の住民が主体となって取り組む犬のフン放置対策です。

現在市では、犬のフン害対策として要望のある町内会に看板を配布していますが、思うような効果が得られていません。そこで、フン害に悩む地域住民、地域のグループで行動を起こしてみませんか。

地域に監視の目があることを飼い主に認識してもらうことで、飼い主のマナーが向上し、フン放置がなくなることを目指します。

▶イエローカード



◀設置例

どんな活動をするの?

- ①まず、市内の道路、公園、その他公共の場所に放置されたペットのフンの脇にイエローカードを設置します。
 - ②イエローカードの設置後、巡回を行って、飼い主によるフンの回収や周辺でのフン害の状況を確認しながら、一定期間カードによる注意を表示します。
 - ③イエローカードの設置から一定期間を経過したときは、設置したカードと併せてペットのフンを回収します。
- ①~③の行動を1サイクル(約1週間)とし、数カ月間続けます。

問合せ 生活環境課環境保全G ☎55-9368

年末の交通安全県民運動

12月1日(土)~10日(月)

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。交通事故を未然に防止するため、次のことを心がけましょう。

飲酒運転を根絶しよう

飲んだら絶対に車を運転しない、飲酒運転を許さない社会環境をつくりましょう。

歩行中の子ども・高齢者と高齢ドライバーの交通事故を防止しよう

運転者は、子どもや高齢者等を見かけたら、速度を落とすなどの思いやり運転を心がけましょう。

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう

夕暮れ時には歩行者や自転車に注意を促すため、車の前照灯を早めに点灯しましょう。

後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

車に乗るときは、シートベルトやチャイルドシートを必ず着用してから発進する習慣を付け、後部座席での着用も徹底しましょう。

問合せ 市民協働課地域コミュニケーションG

☎55-022000

連絡しない・相手にしない!

ハガキによる架空請求が増えています。ご注意を!

法務省の名称等を名乗る機関からハガキが届いたとして、全国の消費生活センター等に相談が急増しています。消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、「裁判所に訴状が出された」「給与・動産・不動産の差し押さえ」などと脅して不安にさせようと、訴状の取り下げ等について相談するように誘導しています。

書かれている電話番号に連絡すると、訴訟取り下げ費用と称し、コンビニに行かせ高額代金を支払わせる手口が報告されています。

ハガキに書かれている内容は無視し、電話番号には「絶対に連絡しない」「相手にしない」ことが大切です。不安に感じる場合は下記へご相談ください。

問合 海部地域消費生活センター ☎23-0150

▶ 架空請求ハガキの例

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)309裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会の下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押えを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日平成30年12月●●日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター

東京都千代田区霞が関●丁目●番●号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-●●●●-●●●●

受付時間9:00~20:00(日、祝日を除く)

具体的な請求内容が書かれていない



公的機関からだと勘違いさせる名称を使う

届いた日の翌日や翌々日の日付が入っていることが多い。期日が迫っているとあわてさせる

年末の安全なまちづくり県民運動

12月1日(土)~20日(木)

「犯罪にあわなご」「犯罪を起しやせなご」「犯罪を見逃さなご」

年の瀬を控え、慌ただしさを感じる時期となりました。年末の準備の買い物や金融機関での入出金の機会が増え、これに伴ってひったくり等の犯罪が増えます。「自分は大丈夫」と油断せず、「自分は狙われている」と気を引き締めましょう。

また愛知県では、住宅対象侵入盗被害が、11年連続全国ワースト1位という憂慮すべき状況にあります。一層の防犯対策に取り組みましょう。

運動の重点

- ・住宅を対象とした侵入盗の防止
- ・自動車盗の防止
- ・特殊詐欺の被害防止

問合 市民協働課地域コミュニケーションG
☎55-92998

青少年の非行・被害防止に取り組み県民運動(冬期)

12月20日(木)~1月10日(木)

非行の芽 はやめにつもう みな我が子

冬休みは、開放感から青少年が非行にかかわったり、犯罪被害に遭うことが多くなる時期です。

青少年の健全育成には、地域の皆さんの力が欠かせません。地域の青少年を自分の子と同様に暖かく見守り、声かけをしましょう。

主唱 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内) ☎55-9421

年末年始の業務案内

市の施設等	 : 通常業務 : 午前中のみ業務 : 業務を行わない日													
	施設名	25火	26水	27木	28金	29土	30日	31月	1火	2水	3木	4金	5土	6日
市役所・神守支所・神島田連絡所 ※														
市民病院														
総合保健福祉センター														
斎場														
文化会館														
大崎会館														
西地域防災コミュニティセンター														
つしままちづくりセンター(市民活動センター)														
観光交流センター														
観光センター														
海部地域消費生活センター														
南文化センター														
中央児童館														
老人福祉センター														
わざ語り・伝承の館														
神島田祖父母の家														
図書館														
図書館(生涯学習センター分室)														
図書館(神島田分室)														
児童科学館														
公民館(中央・神島田)														
錬成館														
葉刈スポーツの家														
生涯学習センター														
ふれあいバス(津島市巡回バス)														

・市民病院の診療は、業務を行っていない日でも、救急の場合には、通常の休日と同様に診療を行います。
 ・戸籍の届出(出生、婚姻、死亡等)および火葬の申請は、市役所が業務を行っていない日でも、市役所当直室で受け付けます。
 ※神島田連絡所では、1月5日および6日は、住民票の写しの交付および印鑑登録証明書の交付業務のみを行います。

年末年始の内科・小児科診療体制

- 期 間 12月30日(日)～1月3日(木)
 - 受付時間 午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分
 - 場 所 津島地区休日急病診療所
- 時間外や内科・小児科以外の診療については、消防本部または、救急医療情報センターへ。連絡先は28ページをご覧ください。

し尿のくみ取り

市役所が許可している次の各業者へ問い合わせてください。

- (有)大政 ☎25-7374
- (有)吉川清掃社 ☎26-4918
- 尾西清掃(株) ☎26-2908
- エコ環境(株) ☎0120-222-652

家庭ごみの収集について【年末年始を含む収集日程表】30年12月～31年3月

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

区 分	12月24日(月)	12月28日(金)	12月29日(土) ～1月3日(木)	1月4日(金)	1月7日(月)	1月9日(水)	1月14日(月・祝)	2月11日(月・祝)	3月21日(木・祝)
可燃ごみ	通常収集	通常収集	休 み	通常収集	通常収集	収 集 ありません	通常収集	通常収集	通常収集
ペットボトル	収 集 ありません	収 集 ありません	休 み	収 集 ありません	収 集 ありません	第1水曜日第2水曜日 の町内を収集	収 集 ありません	収 集 ありません	収 集 ありません
不燃ごみ	収 集 ありません	収 集 ありません	休 み	収 集 ありません	収 集 ありません	第1水曜日第2水曜日 の町内を収集	収 集 ありません	収 集 ありません	収 集 ありません
プラスチック 製容器包装	通常収集	通常収集	休 み	通常収集	通常収集	通常収集	通常収集	通常収集	通常収集
空きびん・空き缶 古紙・古着	通常収集	第1火曜日第4金曜日 の町内を収集	休 み	第1水曜日第1金曜日 の町内を収集	第1木曜日第1月曜日 の町内を収集	通常収集	通常収集	通常収集	通常収集
有害ごみ	収 集 ありません	収 集 ありません	休 み	収 集 ありません	収 集 ありません	収 集 ありません	収 集 ありません	収 集 ありません	収 集 ありません

※年末年始の収集につきましては、毎週月・木曜日が可燃ごみ収集対象地域の方は、日程上、年末から年始にかけて収集期間があきませんが、ご理解とご協力をお願いします。